

武市監告示第 3 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項及び武雄市監査基準第 15 条の規定によりその結果を公表します。

令和 7 年 2 月 3 日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項、武雄市監査基準第 12 条及び第 13 条の規定により、その結果に関する報告を提出します。

文書指摘について、地方自治法第 199 条第 14 項及び武雄市監査基準第 16 条の規定により、当該監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

記

1 監査の種類

財務監査

2 監査の対象及び対象期間

観光課 対象期間 令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで

3 監査等の着眼点及び実施内容

監査は、前記の対象事務が、法令等に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、提出された資料に基づき関係諸帳簿・台帳・書類等を監査するとともに、関係職員から説明を聴取しながら行った。

4 監査等の実施場所及び日程

実施場所 監査委員事務局

日 程 令和 7 年 1 月 28 日（火）

5 監査等の結果

（1）勧告、指摘事項（文書勧告、文書指摘、改善及び要望事項等）

文書指摘

令和 6 年度宿泊魅力向上支援事業補助金のうち 1 件について算定誤りが確認された。

当該補助金は、市内既存宿泊施設等の整備を行った者に対し整備費から他の補助金等の額を控除した額の 3 分の 1 以内の額を市が交付するものであり、指摘した事案に

については、整備費から控除する国の補助金額を実績額よりも少なく計上したことにより、結果的に市の補助金が多く交付されたものである。

担当部署においては本件発生の原因分析を行い、交付決定および交付額の確定の決裁時においては上席職員による確認を重ね、再発防止に努められたい。

(2) 指導事項（口頭による指導・改善・要望事項等）

事務処理上留意すべき軽微な事項については、その改善報告を求めた。